

新しい司法書士像を求めて

ザ・フォーラム

《季刊》2004.7 No.59

発行

司法書士・行政書士
丹羽正夫事務所

〒461-0017
名古屋市東区東外堀町32
番地 鈴木ビル4F
TEL 052-962-9893
FAX 052-962-9633
E-mail info@niwaoffice.com
URL http://www.niwaoffice.com/

登記・法律問題など、
お困りのことがございましたら、お気軽にご相談ください。



不動産登記法の大改正と司法書士の役割

司法書士 丹羽正夫

オンライン登記申請制度の導入に対応させるために、不動産登記法の全面改正法案が去る六月一日に国会で成立した。今回の改正は、長い間にわたって登記制度を支えてきた実務の変更を迫る抜本的な内容となっており、登記の専門家である司法書士に対しても、意識の変革と不動産に関する新しい権利保護システムの構築を迫るところとなっている。

改正不動産登記法では、第一に、司法書士実務の現場で慣れ親しまれてきた申請書副本制度が廃止され、新たに登記原因証明情報制度が導入されることになった。司法書士が登記原因証明情報の作成にどのように関与し、取引の安全に貢献していくのかは、従来の意識変革と資質向上を図らざるには対応できない内容を含んでいる。

第二に、これも国民に慣れ親しまれてきた登記済証が廃止され、新たに登記識別情報制度が導入された。この問題についても、登記識別情報が登記済証の完全な代替物とはなり得ないとの批判が極めて大きい中で、司法書士がそれをどう補完していくかが取引の円滑・安全と、登記制度の安定のために、大きな要因となるように思えるのである。

第三に、保証書制度が廃止され、資格者代

理人（司法書士）による本人確認情報の提出等に変更された。司法書士に対して、本人の確認のために大きな努力と責任を負担させることになることになった新しい制度の下では、専門家としてのこれまで以上の資質・能力が問われることになろう。

以上は、改正不動産登記法によって廃止される三つの制度をみてきたわけであるが、これだけをもっても従来の実務のあり方に抜本的な変更を迫るものである。一方で、登記の専門家として新たな役割と責任を求めているといえるだろう。改正法の趣旨・内容を十分に理解できないと、極めて大きな専門家責任を問われることも予想されるのである。

我が国の社会は、今日大きな転換期を迎えている。規制緩和と自己責任の時代の訪れは象徴的である。こうした中で、法の支配による社会の公平・安定と簡易・迅速な紛争解決システムの構築は極めて重要な課題である。

そして、これを支える法律実務家の役割は、今後一層高まっていくことになろう。今回の不動産登記法の抜本改正は、司法書士に対して登記の専門家としてのより高度の役割とともに、法律実務家としての資質・能力の向上を求めることになろう。